

## **附屬書 II**

### **安全性データシートの編集に関する指針**

本附屬書は、第 31 条に従って物質又は調剤について提供される安全性データシートに関する要件を定めたものである。安全性データシートは、分類した物質や調剤についての適切な安全性情報（関連する化学物質安全性報告書からの情報を含む。）を、サプライチェーン下流の直接の川下使用者に伝達する仕組みを提供する。安全性データシートの中で提供する情報は、化学物質安全性報告書が要求される場合には、化学物質安全性報告書の情報と一致していなければならない。化学物質安全性報告書を作成した場合、関連するばく露シナリオは、安全性データシートの関連する項目の下で、その参照を容易にするため、安全性データシートの附屬書として添付されなければならない。

本附屬書の目的は、第 31 条に列記した各の必須項目の内容の整合性と正確性を確保し、その結果として、ユーザーが、安全性データシートによって、作業場での人の健康保護と安全及び環境保護に関する必要な措置を講ずることができるようになることがある。

また安全性データシートが提供する情報は、作業場での化学物質に関するリスクからの労働者の健康保護と安全に係る指令 98/24/EC に定める要件も満たさなければならない。特に、雇用者が、安全性データシートによって作業場に有害な化学物質が存在するかどうかを決定し、その使用から生じる労働者の健康へのリスクと安全を評価することができるようにならなければならない。

安全性データシートの情報は、明確で簡潔な方法で記載されなければならない。資格のある者が、ユーザーである読者の特定のニーズを知り得る限り考慮に入れつつ、安全性データシートを作成しなければならない。物質及び調剤を上市する者は、資格のある者が再教育を含めて適当な訓練を受けていることを確保しなければならない。

危険には分類されないものの第 31 条により安全性データシートが要求される調剤については、各項目の下でつりあいのとれた情報が提供されなければならない。

物質及び調剤の広範囲の特性から、ある場合には追加情報が必要になるであろう。他の場合にも、ある特性の情報は重要性がないとか、又は情報の提供が技術的に不可能だという事が生じる場合には、その理由を各項目の下に明記しなければならない。各々の有害特性に対して、情報が提供されなければならない。ある特定の有害性が該当しないと記載される場合には、分類する者にとって、利用可能な情報がない場合と非該当を示す試験結果が利用可能である場合とを明確に区別しなければならない。

安全性データシートの発行日を第 1 頁に示さなければならない。安全性データシートを改訂した時には、その変更が受領者の注意を喚起するよう、「改訂：(日付)」として特定しなければならない。

注) 安全性データシートは、指令 67/548/EEC の附屬書 VI の第 8 章と第 9 章に列記するある種の物質や調剤（例えば塊状の金属、合金、圧縮ガス等）について、表示を免除することも求めている。

#### **1. 物質／調剤及び会社／事業の特定**

##### **1.1. 物質又は調剤の特定**

特定のために使用する用語は、指令 67/548/EEC の附屬書 VI に定めるラベルに提供されているものと同一でなければならない。

登録の対象となる物質に対しては、用語は、登録時に与えられた用語と一致していなければならない。本規則の第 20 条(1)に基づいて指定された登録番号も表示されなければならない。

特定のために利用できる他の方法も表示することができる。

#### 1.2. 物質／調剤の用途

物質又は調剤の用途は、知られている限り、表示する。可能性のある使用がたくさんある場合には、最も重要な又は一般的な使用のみを記載する必要がある。これには、実際にそれが何をするのかの簡単な記述（例えば難燃剤、酸化防止剤等）を含む。

化学物質安全性報告書を要求される場合には、安全性データシートは、安全性データシートの受領者に関するあらゆる特定された用途についての情報を含まなければならない。その情報は、安全性データシートの附属書に定める特定した用途及びばく露シナリオと一致していなければならない。

#### 1.3. 会社／事業の特定

製造者、輸入者又は流通業者にかかわらず、欧州共同体で物質又は調剤を上市する責任を負う者を特定する。その者の完全な住所及び電話番号並びに安全性データシートに責任を負う資格のある者の e-mail アドレスも示さなければならない。

さらに、その者が、物質又は調剤が上市される加盟国内に所在していない場合には、可能なときには、その当該加盟国で責任を負う者の完全な住所と電話番号を示す。

登録者に関して、特定された者は、登録時に提出した製造者又は輸入者の身元に関する情報と一致していなければならない。

#### 1.4. 緊急電話

上記の情報に加えて、会社及び／又は関連する公的諮問機関（これは、指令 1999/45/EC の第 17 条に記す健康に関する情報を受け取る責任のある機関でよい。）の緊急電話番号を示す必要がある。その電話番号が、就業時間内のみ利用可能かどうかも明記しなければならない。

### 2. 有害性の特定

ここでは、指令 67/548/EEC 又は 1999/45/EC の分類規則の適用から生じる物質又は調剤の分類を示す。人と環境に及ぼす物質又は調剤の有害性を明確及び簡潔に示さなければならない。

指令 1999/45/EC に従って、危険と分類される調剤と危険に分類されない調剤とを明確に区別する。

当然予想できる物質又は調剤の使用及び可能性のある誤用に関して、最も重要な物理化学的悪影響、人の健康と環境に対する影響及び症状を記述する。

分類には影響しないが、材料の全般的な有害性に寄与する、ほこりっぽさ、交差感作性、窒息、凍結、嗅覚や味覚に対する高い潜在力のような他の有害性、又は土壤生息生物への有害性、オゾン層破壊、光化学的オゾン発生の可能性等の環境影響について述べることは必要であろう。

ラベルに示す情報は、項目 15 の下で与える。

物質の分類は、第 XI 篇の分類と表示のインベントリーで規定する分類と一致していなければならない。

### 3. 組成／成分に関する情報

与えられる情報は、受領者が、調剤の組成の有害性を容易に特定できるものでなければならない。調剤自体の有害性を項目 2 の下に示さなければならない。

- 3.1. 成分と濃度の一般的な記述は有用であるが、完全な組成（成分の性質とその濃度）を表示する必要はない。
- 3.2. 指令 1999/45/EC に従って危険性に分類される調剤の場合には、調剤中の濃度又は濃度範囲とともに、以下の物質を表示しなければならない。
  - (a) 指令 67/548/EEC の適用において健康又は環境に有害性を呈する物質であって、その物質が以下の濃度の最低値以上存在する場合
    - 指令 1999/45/EC の第 3 条(3)の表に定める適用可能な濃度、又は
    - 指令 67/548/EEC の附属書 I に示す濃度限界値、又は
    - 指令 1999/45/EC の附属書 II のパート B に示す濃度限界値、又は
    - 指令 1999/45/EC の附属書 III のパート B に示す濃度限界値、又は
    - 指令 1999/45/EC の附属書 V に示す濃度限界値、又は
    - 本規則の第 XI 篇で設定する分類と表示のインベントリーの合意記載事項で示す濃度限界値
  - (b) (a)にはまだ含まれていないが、欧州共同体の作業場ばく露限界値のある物質
  - (c) 附属書 XIII に定める基準に従って、難分解性、生物蓄積性及び毒性を有する物質又は極めて難分解性で高い生物蓄積性である物質であって、個々の物質の濃度が 0.1%以上の場合
- 3.3. 指令 1999/45/EC に従って危険と分類されない調剤については、その物質が個々の濃度で以下のいずれかの濃度で存在する場合には、濃度又は濃度範囲と一緒に表示しなければならない。
  - (a) 気体でない調剤については重量で 1%以上、気体の調剤については容積で 0.2%以上であり、かつ
    - 物質が指令 67/548/EEC の適用において、健康又は環境に有害性を呈する物質<sup>2</sup>又は
    - 欧州共同体の作業場ばく露限界値を特定している物質又は
  - (b) 重量で 0.1%以上であって、附属書 XIII に定める基準に従って難分解性、生物蓄積性及び毒性である物質又は極めて難分解性で高い生物蓄積性である物質
- 3.4. 上記物質の分類（指令 67/548/EEC の第 4 条と第 6 条から、指令 67/548/EEC の附属書 I から、又は本規則の第 XI 篇で設定する分類と表示のインベントリーの合意記載事項からのいずれかによる。）を、物理化学的、健康及び環境有害性に従って指定する危険記号と R 警句を含めて、表示する。R 警句は、ここに全文を記載する必要はない。項目 16 を参照することとし、そこには関係する各 R 警句の全文を列記する。その物質が、分類基準を満たさない場合には、3 節の中で物質を表示する理由（例えば「PBT 物質」、「欧州共同体の作

<sup>2</sup> 調剤を上市する責任を負う者が、R41 に指定したものを除く刺激性、又は指令 1999/45/EC の第 10 条の 2.3.4 に述べる 1 又はそれ以上の特性との組み合わせによる刺激性、若しくは急性致死作用のみを示す指令 1999/45/EC の第 10 条の 2.3.4 に述べる有害性又は一つ又はそれ以上の特性との組み合わせによる有害性として分類する物質の化学的識別である安全性データシートへの開示が、当該者の知的財産の秘匿性を脅かすことを表明することができる場合には、当該者は、指令 1999/45/EC の附属書 VI のパート B の規定に従って、最も重要な官能基を特定する名称又は代替名称のどちらかによって、当該物質を引用することができる。

業場ばく露限界値のある物質」)を記述する。

- 3.5. 上記物質の名称、本規則第20条(1)に基づき指定した登録番号、利用可能な場合にはEINECS又はELINCS番号を指令67/548/EECに従って表示する。(利用可能ならば)CAS番号及びIUPAC名称も有用であろう。指令1999/45/ECの第15条又は本附属書の3.3節の脚注に従い、総称で列記される物質に対しては、正確な化学的識別は必要ない。
- 3.6. 指令1999/45/ECの第15条の規定又は本附属書3.3節の脚注に従って、ある物質の識別を秘密保持する場合には、安全な取扱いを確実にするために化学的性質を記述する。使用する名称は、上記の手順から得られるものと同じものとする。

#### 4. 応急処置

応急処置を記述する。

即時の医療処置を要求するかどうかをまず明記する。

応急処置に関する情報は、簡潔であり、被害者、見物人及び応急処置者が理解するのに容易であるものとする。症状と影響を簡潔に要約する。説明書には、事故の場合に現場でなすべきこと、そして、ばく露後に遅発影響が予想されるかどうかを記載する。

異なるばく露経路、即ち、吸入、皮膚と眼との接触及び摂取に応じて、情報を異なる小項目で細分する。

医師による専門的援助が必要か又は望ましいかを表示すること。

いくつかの物質又は調剤については、特定で、即時の処置のための特別な方法を作業場で用いる旨を強調することが重要であろう。

#### 5. 消火措置

以下について記述することにより、物質又は調剤により引き起こされる火災又はその近くで発生する火災に対する消火活動に関する要件に言及する。

- 適当な消火剤
- 安全上の理由から使用してはならない消火剤
- 物質又は調剤自体、燃焼生成物、発生するガスから生じる特別なばく露有害性
- 消防士用の特別保護具

#### 6. 偶発的放出措置

物質又は調剤によって、以下に関する情報が必要になるだろう。

以下のような個人的な注意

- 着火源の除去、十分な換気／呼吸保護装置、防塵、皮膚と眼との接触防止

以下のような環境的注意

- 排水路、地表水及び地下水並びに土壤からの隔離、近隣への警告の必要性

以下のような浄化方法

- 吸収材(例えば、砂、珪藻土、酸結合剤、万能結合剤、おが屑等)の使用、水によるガス／炎の低減、希釀

「…を使用するな、…で中和せよ」等の指示の必要性も考慮する。

注) 必要に応じて、項目 8 と項目 13 を参照。

## 7. 取扱い及び貯蔵

注) 本節の情報は、人の健康、安全及び環境保護に関するものとする。それは、雇用者が指令 98/24/EC の第 5 条に従って、適当な作業手順と組織的対策を講じるのに役立つものでなければならない。

本節の情報は、化学物質安全性報告書又は登録を要求される場合には、安全性データシートの附属書に定める特定される用途及びばく露シナリオについて示す情報と一致していなければならない。

### 7.1. 取扱い

以下のような、技術的措置に関する助言を含む安全な取扱いのための予防的措置を明記しなければならない。

- 封じ込め、局所及び全体換気、エアロゾルやダストの発生及び火災の防止対策、環境保護に必要な対策（例えば排気のためのフィルター又はスクラバーの使用、築堤区域での使用、流出物の収集と処分のための対策等）、及び物質又は調剤に関する特定のあらゆる要件又は規則（例えば禁止又は推奨する手順又は機器）、そして可能であれば、簡潔な記述

### 7.2. 貯蔵

以下のような、安全な貯蔵条件を明記しなければならない。

- 貯蔵室又は貯蔵容器（隔壁及び換気を含む。）の特別な設計、不適合材料、貯蔵条件（温度及び湿度の限度／範囲、光、不活性ガス等）、特別な電気設備及び静電気防止  
関連のある場合には、貯蔵条件下における量の制限について助言しなければならない。特に、物質又は調剤の包装／容器に使う材料の種類のような特別な要件についてはすべて記述しなければならない。

### 7.3. 特定の用途

特定の用途のために設計する最終製品については、推奨は、特定された用途に言及し、詳細で実用的なものでなければならない。可能な場合には、業界やセクターの固有の承認された指針について言及がなされなければならない。

## 8. ばく露管理／個人保護

### 8.1. ばく露限度値

職業上のばく露限度値及び／又は生物学的限度値を含む、現在適用可能な特定の管理パラメーターを明記しなければならない。それらの数値は、物質又は調剤を上市する加盟国に示されなければならない。現在推奨されている監視手順について情報が提供されなければならない。

化学物質安全性報告書が要求される場合には、その物質について関連する DNELs と PNECs を安全性データシートの附属書に定めるばく露シナリオにおいて示さなければならない。

調剤については、項目 3 により安全性データシートに列記することが要求される構成物質についての数値を提供することが有用である。

## 8.2. ばく露管理

本文の目的として、ばく露管理とは、労働者と環境へのばく露を最小限に抑えるために使用中に講じる特定のリスク管理措置の全範囲を意味する。化学物質安全性報告書が要求されるならば、リスク管理措置の要約を安全性データシートに定める特定された用途について、安全性データシートの 8 節に示すものとする。

### 8.2.1. 職業ばく露管理

指令 98/24/EC の第 4 条に基づき、物質又は調剤について優先度を求めるための労働者の健康と安全に対するリスクの評価を行う際に、以下の情報が雇用者によって考慮される。

- 適切な作業プロセスと工学的管理の設計、適切な機器と材料の使用
- 十分な換気と適切な組織的対策のような発生源における集団的な保護対策の適用、及び
- 他の方法でばく露を防止できない場合には、個人保護装置のような個人的保護措置の使用

このため、指令 98/24/EC の第 4 条の下で適当なリスク評価を実行することができるよう、これらの措置に関する適当で十分な情報を提供しなければならない。本情報は、項目 7.1 で既に示しているものを補完しなければならない。

個人的保護措置が必要な場合には、どのような機器が十分で適当な保護を与えるかを詳しく明記しなければならない。個人保護道具について加盟国の法律の近似化に係る 1989 年 12 月 21 日付け理事会指令 89/686/EEC<sup>3</sup>を考慮し、適切な CEN 基準を参照しなければならない。

#### (a) 呼吸の保護

危険なガス、蒸気又はダストについて、以下のような使用する保護具の種類を明記しなければならない。

- 自給式呼吸器、適切なマスクとフィルター

#### (b) 手の保護

物質又は調剤を扱う時に着用する手袋の種類を、以下を含めて明記しなければならない。

- 材料の種類
- 皮膚ばく露の量と期間に関する手袋材料の破過時間

必要な場合には、追加のあらゆる手保護措置を表記しなければならない。

#### (c) 眼の保護

以下のように必要な眼の保護具の種類を明記しなければならない

- 安全メガネ、安全ゴーグル、顔面保護具

#### (d) 皮膚の保護

手以外の身体部位を保護する必要がある場合には、以下のような必要な保護具の種類と品質を明記しなければならない。

- エプロン、ブーツ、完全防護服

<sup>3</sup> 欧州官報 L399, 30.12.1989, p.18. 本指令は、直近でが規則(EC) No 1882/2003 によって改正。

必要な場合には、追加のあらゆる皮膚保護措置及び特定の衛生措置を明記しなければならない。

#### 8.2.2. 環境ばく露管理

欧州共同体環境保護法規に基づく確約を履行するために、雇用者が必要とする情報を明記しなければならない。

化学物質安全性報告書を要求される場合には、安全性データシートの附属書に定めるばく露シナリオにおいて、物質の環境へのばく露を十分に管理するリスク管理措置の概要を記載しなければならない。

### 9. 物理的及び化学的特質

適当な管理対策を講じることができるように、物質又は調剤に関するあらゆる関連情報を、特に項目 9.2 に列記する情報を提供しなければならない。登録を要求される場合には、本節の情報は、登録時に提出した情報と一致していなければならない。

#### 9.1. 一般的情報

##### 外観

供給時の物質又は調剤の物理的状態（固体、液体、気体）及び色を記述する。

##### 臭気

臭気が知覚できる場合には、それについて簡単に記述する。

#### 9.2. 重要な健康、安全及び環境情報

##### pH :

供給時の物質又は調剤の pH 又は水溶液の pH を表示する。後者の場合は、濃度を表示する。

沸点／沸点範囲

引火点

可燃性（固体、気体）

爆発性

酸化性

蒸気圧

比重

溶解性

水溶解性

分配係数 : n-オクタノール／水

粘度

蒸気密度

蒸発速度

#### 9.3. 他の情報

他の重要な安全パラメーター（例えば混和性、脂肪溶解度（溶媒一油と明記）、伝導度、融点／融点範囲、気体群（潜在的爆発性雰囲気での使用を意図する機器及び保護システムに係る加盟国の法律の近似化に係る 1994 年 3 月 23 日付け欧州議会及び理事会指令 94/9/EC<sup>4</sup> に関して有用）、自動着火温度等）を表示する。

<sup>4</sup> 欧州官報 L100, 19.4.1994, p.1. 本指令は、規則(EC) No 1882/2003 によって改正。

注 1) 第 13 条(3)に記す試験法又は他の同等の方法について、委員会規則で規定された規格の従つて上記の特性を決定する。

注 2) 調剤の場合、通常は、調剤自体の特性について情報を表示する。しかし、特定の有害性はないと記述する場合には、分類者に情報が利用できない場合と否定的な試験結果が利用できる場合とを明確に区別する必要がある。個々の成分の特性に関する情報を表示する必要があるとみなされる場合には、データが何を参照しているかを明確に表示する。

## 10. 安定性及び反応性

物質又は調剤の安定性及びある使用条件下で、また環境に放出された場合に引き起こされる有害反応の可能性について記述する。

### 10.1. 避けるべき条件

危険な反応を引き起こすであろう温度、圧力、光、衝撃等の条件を列記し、可能ならば、簡単な説明を付ける。

### 10.2. 避けるべき物質

危険な反応を引き起こすであろう水、空気、酸、塩基、酸化剤のような物質又は他の特定の物質を列記し、可能ならば、簡単な説明を付ける。

### 10.3. 有害な分解生成物

分解時に危険な量を生成する有害物質を列記する。

注 特に、下記の事項を対処する。

- 安定剤の必要性と有無
- 有害な発熱反応の可能性
- もしあれば、物質又は調剤の物理的外観の変化による安全上の重要性
- もしあれば、水との接触で生成する有害な分解生成物
- 不安定な生成物に分解する可能性

## 11. 毒性学的情報

本節は、使用者が、物質又は調剤に接触した場合に引き起こされる各種の毒性学的（健康）影響に関する、簡潔だが、完全かつ包括的な記述の必要性について取り扱う。

本情報は、例えば試験データや経験からの結論に基づき、物質又は調剤のばく露から生じる健康に対する危険な影響を含む。必要に応じて、本情報は、例えば感作、昏睡、発がん性、変異原性及び生殖毒性（発生毒性及び繁殖性）のような短期及び長期ばく露からの遅発、急性及び慢性影響も含む。また、異なるばく露経路（吸入、摂取、皮膚及び眼の接触）に関する情報も含み、物理的、化学的及び毒性学的特性に関連する症状も記述する。

項目 3 の組成／成分に関する情報で既に提供する情報を考慮しつつ、調剤に含まれるある物質の特定の健康影響を記述する必要がある。

本節の情報は、登録で要求される場合には、そこで提供した情報及び／又は化学物質安全性報告書で提供した情報と一致しており、以下のグループの潜在的影響に関する情報を提供するものでなければならない。

- トキシコキネティックス、代謝及び分布

- 急性影響（急性毒性、刺激性、腐食性）
- 感作性
- 反復投与毒性及び
- CMR 影響（発がん性、変異原性及び生殖毒性）

登録の対象物質については、本規則の附属書 VII から附属書 XI までの適用によって得られる情報の概要を記述する。また本情報は、利用できるデータと本規則の附属書 I の第 1.3.1 項にある指令 67/548/EEC の CMR 区分 1 と区分 2 に関する基準との比較結果も含まなければならない。

## 12. 生態学的情報

物質又は調剤の大気中、水中及び／又は土壤中に起こりうる影響、挙動及び環境中運命を記述する。利用可能な場合には、関連する試験データ（例えば魚類 LC<sub>50</sub>≤1 mg/l）を示す。

本節の情報は、登録が要求される場合には、そこで提供した情報及び／又は化学物質安全性報告書で提供した情報と一致していなければならぬ。

物質又は調剤の性質によって、環境に影響を及ぼすであろう最も重要な特性及びあり得そうな使用方法を記述する。物質及び調剤の分解によって生じる危険な生成物についても、同種の情報を提供する。このことは、以下の事項を含んでもよい。

### 12.1. 生態毒性

ここでは、魚類、ミジンコ、藻類及び他の水生生物に関する急性及び慢性の両方の水生毒性についての利用できる関連データを含む。さらに、利用可能な場合には、土壤中のミクロ又はマクロな微生物及び鳥類、ハチ、植物のような他の環境関連生物に関する毒性データも含む。物質又は調剤が、微生物の活性に阻害作用をもつ場合には、汚水処理場への影響の可能性について記述する。

登録の対象物質については、附属書 VII から附属書 XI までの適用により得られる情報の概要を含める。

### 12.2. 移動性

環境に放出された場合には、物質又は調剤の適切な構成成分<sup>5</sup>が、地下水へ又は放出現場から遠くへ運搬される可能性

関連するデータは、下記の事項を含む。

- 環境コンパートメントへの既知又は予測される分布
- 表面張力
- 吸着／脱着

他の物理化学的特性については、項目 9 を参照する。

### 12.3. 難分解性及び分解性

<sup>5</sup> この情報は物質に特有なものであるので、調剤については表示することができない。このため、利用可能で、適当な場合には、本附属書の 3 節に基づく規制に従って、安全性データシートへの記載を求められる調剤に含まれる各成分物質に対して、本情報が示されなければならない。

物質又は調剤の適切な構成成分<sup>5</sup>が、生分解又は酸化若しくは加水分解のような他のプロセスのいずれかにより、関連する環境媒体の中で分解する可能性。利用可能な場合には、分解の半減期を記載する。また、物質又は調剤の適切な構成成分<sup>5</sup>が、汚水処理場で分解する可能性についても記述する。

#### 12.4. 生物濃縮の可能性

利用可能な場合にはオクタノールー水分配係数 (Kow) と生物濃縮係数 (BCF) を参照して、物質又は調剤の適切な構成成分<sup>5</sup>が、生物相内で濃縮し、最終的に食物連鎖を通過する可能性

#### 12.5. PBT 評価の結果

化学物質安全性報告書が要求される場合には、化学物質安全性報告書に記す PBT 評価の結果を示す。

#### 12.6. 他の有害影響

利用可能な場合には、環境上の他のあらゆる悪影響に関する情報（例えばオゾン層破壊の可能性、光化学オゾン発生の可能性、内分泌かく乱の可能性及び／又は地球温暖化の可能性などの情報を含む）

備考 環境に関する情報が、安全性データシートの他の項目で、特に、項目 6、項目 7、項目 13、項目 14 及び項目 15 の放出管理、偶発的放出措置、輸送と廃棄に対する配慮に関する助言を提供することを確実にする。

### 13. 廃棄に対する配慮

物質又は調剤の廃棄（予想される用途から生じる余剰物又は廃棄物）が、危険をもたらす場合には、これらの残分及びその安全な取扱いに関する情報を記述する。

物質又は調剤とあらゆる汚染包材の両方の適当な廃棄方法（焼却、リサイクル、埋立て等）を明記する。

化学物質安全性報告書を要求される場合には、物質の人及び環境へのばく露を適切に管理する廃棄物管理対策に関する情報が、安全性データシートの附属書に定めるばく露シナリオと一致していかなければならない。

注 廃棄物について関連するあらゆる欧州共同体規定を参考する。それらがない場合には、国レベル又は地域レベルの規定がありえることを使用者に喚起させることが有用である。

### 14. 輸送情報

使用者が、施設の内外のいずれにおいても輸送又は運搬に関連して知っているべき又は順守する必要のある特別なあらゆる予防措置を記載する。関連する場合には、輸送関係の各々の規則に対する、輸送分類に関する情報 (IMDG (海上)、ADR (道路での危険な貨物の輸送に係る加盟国の法律の近似化についての 1994 年 11 月 21 日付け理事会指令 94/55/EC<sup>6</sup>)、RID (鉄道での危険な貨物の輸送に係る加盟国の法律の近似化についての 1996 年 7 月 23 日付け理事会指令 96/49/EC<sup>7</sup>)、ICAO/IATA (航空)) を提供する。この

<sup>6</sup> 欧州官報 L319, 12.12.1994, p.7. 本指令は、直近では委員会指令 2004/111/EC (欧州官報 L365, 10.12.2004, p.25) によって改正。

<sup>7</sup> 欧州官報 L235, 17.9.1996, p.25. 本指令は、委員会指令 2004/110/EC (欧州官報 L365, 10.12.2004,

ことは、特に以下を含む。

- 国連番号
- クラス
- 適正な積荷名
- 梱包のグループ<sup>\*</sup>
- 海洋汚染物質
- 他の適切な情報

## 15. **規制情報**

化学物質安全性評価が物質（又は調剤に含まれる物質）について行われた場合には、そのことを示す。

指令 67/548/EEC 及び 1999/45/EC に基づくラベル上に表示する健康、安全及び環境の情報を記載する。

本安全性データシートに含まれる物質又は調剤が欧州共同体レベルでの人又は環境の保護に係る特定の規定（例えば第 VII 篇に基づく認可又は第 VIII 篇に基づく制限）の対象である場合には、これらの規定をできる限り記述する。

また可能であれば、これらの規定を履行する国内法や関連する他のあらゆる国内措置についても述べる。

## 16. **他の情報**

使用者の健康と安全のため及び環境保護のために重要であると供給者が評価する他のどのような情報も記述する。例えば、

- 関連するR警句のリスト（安全性データシートの項目 2 と項目 3 で記すR警句の全文を記載する。）
- 訓練に関する助言
- 使用上の推奨される制限（即ち、供給者による非法定的な推奨）
- 追加情報（参照文献及び／又は技術上の連絡先）
- 安全性データシート作成に使用した鍵となるデータの出典

安全性データシートを改訂するに当たり、どこれが追加、削除又は改訂されたかという情報を明記する（他の個所で表記されていない場合）。